

第5次富田林市障がい者計画の体系（案）の検討について

①第4次富田林市障害者計画 （平成30年3月）	②国 第5次障害者基本計画 （令和5年度から5年間）	③主な法令、法律等の状況	④アンケート調査結果からの主な課題	第5次富田林市障がい者計画の体系骨子（案）	
				基本理念 障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加し 自分らしく暮らせるまち 富田林	
				⑤基本方針	⑥基本施策
【基本理念】 障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林 1 ともに安心して暮らせる地域 づくり～理解促進～ ○広報啓発活動の推進 ○福祉教育や交流活動の推進 ○障がいを理由とする差別の解 消の推進 ○地域福祉活動の推進 2 安心で快適に暮らせるまちづ くり～生活支援～ ○地域生活支援体制の充実 ○福祉サービスの充実 ○人権・権利擁護等の推進 ○相談支援体制の充実 ○スポーツ・文化芸術活動の振興 3 誰もが暮らしやすい福祉のま ちづくり～生活環境～ ○福祉のまちづくりの推進 ○移動・交通対策の推進 ○防災、防犯対策の推進 4 子どもの特性に応じた保育・ 教育環境づくり～教育・育成 ～ ○療育の充実 ○障がい児福祉サービスの充実 ○インクルーシブ教育の推進 5 自分に合った働き方が実現 できる環境づくり～雇用・就 業～ ○雇用の促進と就労機会の拡大 ○福祉的就労の充実 6 健康に暮らし続けられる環境 づくり～保健・医療～ ○母子保健対策の推進 ○成人保健対策の推進 ○医療体制等の充実 7 ふれあい、支え合うまちづく り～情報・コミュニケーション ～ ○情報バリアフリー化の推進 ○コミュニケーション支援体制 の充実	○体系見直しの要素 1. 基本理念 全ての国民が、障害の有無にかかわら ず、等しく基本的人権を享有するかけがえ のない個人として尊重されるという理念 にのっとり、全ての国民が、障害の有無に よって分け隔てられることなく、相互に人 格と個性を尊重し合いながら共生する社 会の実現（基本法1条） 2. 基本原則 ① 地域社会における共生等（3条） ② 差別の禁止（4条） ③ 国際的協調（5条） 3. 各分野に共通する横断的視点 ①条約の理念の尊重及び整合性の確保 ②共生社会の実現に資する取組の推進 ③当事者本位の総合的かつ分野横断的 な支援 ④障害特性等に配慮したきめ細かい支 援 ⑤障害のある女性、こども及び高齢者 に配慮した取組の推進 ⑥PDCAサイクル等を通じた実効性の ある取組の推進 ○第5次障害者基本計画の11の重点分野 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待 の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎 通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推 進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	○障害者差別解消法（障害を理由とする差 別の解消の推進に関する法律）の改正 令和6年（2024）年4月施行。民間事業者に よる合理的配慮の提供が努力義務から義務 へと改められました。 ○地域共生社会の実現のための社会福祉法 等の一部を改正する法律の施行 令和6（2024）年4月施行。地域の住民・自治 体・福祉・医療・教育・民間が連携して誰もが住 み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」を目 指す改正です。地域ケア会議や地域支援計画 の整備、在宅サービスや見守り体制の強化、地 域資源の共有・活用、ボランティア促進などが 盛り込まれた。 ○障害者総合支援法等の一括改正 令和6（2024）年4月施行。地域生活への移 行と定着支援の強化、地域生活支援拠点等の 機能強化、グループホームにおける重度障が い者の受入促進、強度行動障がいのある人へ の支援体制整備、就労選択支援の創設、障が い児の地域社会への参加・包容（インクルージ ョン）の推進などが盛り込まれた。 ○医療的ケア児支援法の制定 令和6（2024）年4月施行。医療的ケアを必要 とする児童と家族を支えるための法律。訪問 看護や保育・学校での看護配置、専門職の養 成、24 時間相談・緊急対応、レスパイト（家族 の休息）支援、機器・住宅改修や関係機関の連 携強化などを整備。 ○障害者雇用促進法の改正 平成30（2018）年4月から、就労機会と職場 定着を高めるため順次改正。法定雇用率の見 直しや合理的配慮の促進、職場支援・職業訓 練の強化、在宅勤務など多様な働き方の支 援、企業への情報開示や助成の拡充が盛り込 まれた。 ○手話に関する施策の推進に関する法律 令和7（2025）年6月施行。手話を使用する 人にとって、手話は言語であり重要な意思疎 通の手段であることを明確に位置付け、手話 の習得や使用環境の整備、手話文化の保存・ 継承、国民の理解促進等を総合的に推進する こととされている。 ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケー ション施策推進法 令和4（2022）年施行。障がいのある人が障 がいのない人と同様に必要な情報を取得し、 意思疎通を図ることができる社会の実現に 向けて、情報アクセシビリティの向上やコミュ ニケーション支援施策の推進が求められる。	※次期計画では、現行計画の取組を失わずに、 国・府の動向、アンケート結果や各課の取組み を踏まえて、4つの基本目標に再階層化します。 これにより、施策の重なりを整理し、相談支援、 地域生活、就労、障がい児支援、防災・情報保障 などの重点事項を見えやすくします。 ○理解促進 市民アンケートでは制度や計画を「知らない」と 回答した人が82.2％となり、認知度が低く、障 がいのある人との交流機会に世代差がみられ ます。啓発にとどまらず、学校、職場、地域、行 政窓口、地域活動の場で実際に関わる機会を より一層増やすことが必要です。併せて障がい 理解、差別解消、合理的配慮、権利擁護、地域交 流を一体的に進めて行く必要があります。 ○生活支援・保健・医療 事業所アンケートで示された計画相談の人員不 足や供給不足に対応するため、基幹相談支援セ ンターを中心に、相談支援の役割分担と連携を 明確にしていく必要があります。また、相談支 援体制、地域生活支援拠点、福祉サービス、保 健・医療連携を中核に、本人と家族が地域で暮 らし続けられる体制の整備が必要です。 ○教育・育成・雇用・就業 障がい者アンケートでは卒業後の進路不安が 目立ち、市民アンケートでも教育の充実が重点 施策として上位です。卒業後の進路不安や就労 上の課題を踏まえ、学齢期から成人期への移 行、就労選択支援、就労定着、社会参加を切れ 目のない支援が課題です。また、障がい児支 援、保育・教育、就労、文化芸術・スポーツ・余暇 活動を、ライフステージに沿って整理する必要 があります。 ○生活環境・情報・コミュニケーション 障がい者アンケート、団体ヒアリングともに交通 手段・外出費用・支援者不足が課題とされてお り、外出や交通の不便、災害時避難、情報入手 の困難さは、生活の基盤に関わる問題です。福 祉分野だけでなく、都市整備、交通、防災、住 宅、広報・情報分野との連携をより一層強化す ることが必要です。併せてバリアフリー、移動、 住まい、防災、防犯、情報アクセシビリティを総 合的に進めていく必要があります。	1誰もが尊重され、ともに 支え合う共生の地域づ くり 2自分らしい暮らしを支え る包括的な支援体制づ くり 3子どもから大人まで学 び、働き、活躍できる社 会づくり 4安全・安心に暮らせる生 活環境づくり	(1)障がい理解・差別解消・合理 的配慮の推進 (2)権利擁護・虐待防止・意思決 定支援の推進 (3)地域交流・地域福祉活動・ボ ランティア活動の推進 (1)相談支援体制の充実 (2)地域生活支援・地域移行・地 域定着の推進 (3)障がい福祉サービスの基盤 整備と質の向上 (4)保健・医療・精神保健との連 携強化 (1)障がい児発達支援・家族支 援の充実 (2)インクルーシブな保育・教育 と切れ目のない移行支援 (3)障がい者就労の推進 (4)文化芸術・スポーツ・生涯学 習・余暇活動の推進 (1)バリアフリーおよびユニバー サルデザインの推進・住 まいの確保 (2)移動・交通対策の推進 (3)防災・防犯・緊急時支援の強 化 (4)情報アクセシビリティ・コミ ュニケーション支援の推 進

第5次富田林市障がい者計画 施策の体系（案）

資料 4

基本理念	基本方針	基本施策
------	------	------

